

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令  
(水質汚濁防止法施行規則の一部改正)

第一条 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「法第五条第一項第八号」を「法第五条第一項第九号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法第五条第一項及び第二項」を「法第五条第一項、第二項及び第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。

第六条中「法第五条第一項若しくは第二項」を「法第五条第一項、第二項若しくは第三項」に改める。

第七条中「又は同条第二項第一号」を「、同条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号」に改め、同じ。の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第八条の次に次の六条を加える。  
(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

(施設本体の床面及び周囲の構造等)

第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本體(第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。)が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。

一 次のいずれにも適合すること。  
イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不透水性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。  
(配管等の構造等)

第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。)は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。  
(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

○環境省令第三号

水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十一号)の施行に伴い、並びに水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第五條第一項及び第三項、第六條第一項、第七條、第十條、第十一條第三項、第十二條の四、第十四條第五項、第十四條の三、第二十二條第四項、第二十七條並びに第二十八條第二項、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五條第一項及び第二項第八号、第七條第二項並びに第八條第一項及び第四項、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十五條第五項ただし書並びに水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣 細野 豪志

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(排水溝等の構造等)

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(地下貯蔵施設の構造等)

第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(使用の方法)

第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行つこと。

ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること。

第九条の二の五中、「第九条の二の二」を、「第九条の二の四」に改め、同条を第九条の二の七とし、

第九条の二の四中、「第九条の二の二」を、「第九条の二の四」に改め、同条を第九条の二の六とし、

第九条の二の三を第九条の二の五とする。

第九条の二の二第一項第一号中、「別紙十一」を、「別紙十五」に改め、同条を第九条の二の四とし、

第九条の二の次に次の二条を加える。

(点検事項及び回数)

第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号八、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。

3 法第十四条第五項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(点検結果の記録及び保存)

第九条の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 点検を行つた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

二 点検年月日

三 点検の方法及び結果

四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。

3 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。

一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

二 異常等を確認した年月日

三 異常等の内容

四 異常等を確認した者の氏名

五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

第九条の三中、「特定事業場」の下に、「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第二項中、「別表」を、「別表第一」に改める。

第十三条中、「特定事業場」の下に、「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加える。

別表を別表第一とし、同表の前に次の一表を加える。  
別表第一（第九条の二の一関係）

Table with 4 columns: Item description (e.g., 一 施設本体が設置される床面及び周囲(第八條及び第九條)の書に規定する場合に), Inspection items (e.g., 点検を行う事項), Frequency (e.g., 一月に一回以上), and Reference laws (e.g., 和政令第五十五條(昭和三十二年法律第六十二號)の消防法第十一條第二項(昭和三十二年法律第六十二號)の規定によるもの).

Table with 2 columns: Item description (e.g., 七 排水溝等, 八 地下貯蔵施設) and Inspection items (e.g., 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無). Includes a large text block at the bottom with additional regulations and instructions.

Form for '水質汚濁防止法' (Water Quality Pollution Prevention Act) with fields for: 工場又は事業場の名称, 工場又は事業場の所在地, 特定施設の種別, 有害物質使用特定施設の該当の有無, 整理番号, 受理年月日, 年月日, 審査結果.

第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	備考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排水等の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
	△排水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

様式第1（第3条関係（裏面））

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る排水及び排水の系統又は有害物質において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにV印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にV印を記入すること。
  - 4 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
  - 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合  
 豊栄社 | 〇辰塚 | 〇久江辰塚 | 〇川口辰塚 | 〇山本辰塚 | 〇山本辰塚 | 〇山本辰塚 | 〇山本辰塚 | 〇山本辰塚  
 別紙1の2

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	
特定施設番号及び名称	
設 備	
構 造	
主 要 寸 法	
配 置	
設 置 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

- 備考
- 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
  - 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

様式第 1 の別紙十一の次に別紙十二から別紙十五までとして次のように加える。  
別紙 12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設との別	
型 式	
構 造	
主 要 寸 法	
能 力	
配 置	
床 面 及 び 周 囲	
設 置 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設との別	
設 備	
構 造	
主 要 寸 法	
配 置	
設 置 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日

使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設との別	
設 置 場 所	
操 業 の 系 統	
使 用 時 間	
1日あたりの使用時間	
原材料（消耗資材を含む。の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	
その他参考となるべき事項	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

別紙 15

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る有害物質（有害物質の使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	用 途	使 用 水	用水量 (m <sup>3</sup> /日)



構造					
主要寸法					
配置					
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項					

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。  
 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

様式第 2 (第 5 条、第 8 条関係)  
 特定施設使用 (変更) 許可申請書

年 月 日

府県知事 殿  
 (市長)

申請人 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

瀬戸内海環境保全特別措置法第 7 条第 2 項 (第 8 条第 4 項、第 9 条) の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号		年 月 日
工場又は事業場の所在地		受理年月日		年 月 日
特定施設の種類		施設番号		
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	審査結果		
△特定施設の構造		備考		
△特定施設の使用の方法		別紙 2 のとおり。		
△汚水等の処理の方法		別紙 3 のとおり。		
△排出水の量 (排水系統別の量を含む。)		別紙 4 及び別紙 5 のとおり。		
△排出水の汚染状態 (排水系統別の汚染状態を含む。)				
△用水及び排水の系統		別紙 6 のとおり。		
△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)		別紙 7 のとおり。		

備考 1 特定施設の種類の欄には、当該特定施設が水質汚濁防止法施行令別表第 1 又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 のいずれに該当するか、並びに当該別表に掲げる当該特定施設の号番号及び名称を記載すること。  
 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにシ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 7 を提出することを要しない。  
 3 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。  
 4 印の欄には、記載しないこと。  
 5 変更申請の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
 6 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。  
 7 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつてはその代表者) が署名することができる。  
 様式第 11 (関係水質汚濁防止法第 7 条関係)  
 別紙 7

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設備					
構造					
主要寸法					
配置					
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項					

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

(特定水質汚濁防止法第 7 条関係) の水質汚濁防止法第 7 条関係の特別措置法施行規則第 11 条関係 (改正)  
 第三條 特定水道利水設備の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則 (平成 26 年総務府令第 15 号) の一部を次のように改正する。

第十五条中「別紙一から別紙三まで」とを「別紙一、別紙二及び別紙三」とに改める。

様式

(関係水質)

第一條 一の項令が、平成 24 年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(設置の工事がされているものを含む。)のうちこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則以下「新規則」という。(第八条の二から第八条の七までの規定する基準に適合しない部分がある場合には、当該施設のうち基準に適合しない部分については、新規則第八条の二から第八条の七までの規定は、附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項に定める基準に適合する場合を除き、平成二十七年五月三十一日まで適用しない。

第三条 施設本体(この省令の施行の際現に存するものに限る。)が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八条の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

- 一 次のいずれにも適合すること。
  - イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。
  - ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。
- 二 施設本体が有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。

2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十一号)による改正後の水質汚濁防止法(以下「新法」という。)第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
二 施設本体	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じた適切な回数で行うものとする。

第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

- 一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。

- イ トレンチの中に設置されていること。
- ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。
- ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第一号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 配管等(地上に設置されている場合に限り)	配管等からの亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	六月に一回以上
二 配管等(地下に設置され、かつトレンチの中に設置されている場合に限り)	配管等からの亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	六月に一回以上
三 配管等(地下に設置され、かつトレンチの中に設置されている場合を除く。)	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月)に一回以上

第五条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

- 一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。
- 二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。



2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の七の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
排水溝等	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合)にあつては、三月(一回以上)
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	六月に一回以上

第六條 地下貯蔵施設(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規別表第八の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 次のいずれれにも適合すること。

イ 新規別表第八の六第一号八に適合すること。

ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

二 次のいずれれにも適合すること。

イ 新規別表第八の六第一号八に適合すること。

ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。

三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

四 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
排水溝等	排水溝等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合)にあつては、三月(一回以上)
	排水溝等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	六月に一回以上
配管等(地下に設置される場合に限る。)	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	六月に一回以上
	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上
	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認の方法による場合は、地下貯蔵施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。
	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上

- 2 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則第九条の二の二第二項中「第八条の七第一項第二号」に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは、「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。
- 第九条 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、新規則様式第一の例による届出書を提出して行うものとする。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。